

真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年(2021年) 12月 17日

真庭市長 太 田 昇

真庭市条例第24号

真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例

真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例(平成27年真庭市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「5,000平方メートル」を「500平方メートル」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に再生可能エネルギー発電設備の設置に係る工事に着手している事業における、この条例による改正後の真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の適用については、なお従前の例による。